

## 業務委託契約に係る契約保証金の 取扱いが変わります。

平成 28 年 4 月発注（公告）分より、業務委託契約（測量・建設コンサルタント等含む。以下同じ。）につきまして、大阪市契約規則で定める契約保証金を納付していただくことになりました。ただし、次のいずれかに該当する場合は免除されますので、ご確認をお願いします。

- (1) 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められるとき  
→本市指定様式により『実績調書』と添付書類（契約書の写し（双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ）・仕様書等の写し（業務内容がわかるページ））を、本市各局・各区へ提出していただき、審査のうえ免除可否を決定します。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号までの規定により 随意契約を締結するとき
- (3) 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が 500 万円未満であるとき
- (4) 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき

- 『実績調書』は、「大阪市電子調達システム」>「各種資料・ダウンロード」>「規約・契約条項等（電子入札システム関係）」（<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/download.html>）からもダウンロードできます。
- 「業務委託における契約保証について」、「契約保証金に関する F A Q（業務委託、測量・建設コンサルタント等）」もご覧ください。

### 契約保証金の納付金額及び納付方法

納付金額	契約金額の 100 分の 10 以上の額 (指名競争入札の場合 契約金額の 100 分の 5 以上の額)
納付方法等	本市が発行する納付書により納付していただきます。 領収書（写し可）確認後、契約書の受付を行います。 履行確認後、契約担当へ所定の請求書をご提出いただき、ご指定の金融機関へ還付します。

契約保証金免除申請用 様式  
(業務委託、測量・建設コンサルタント等)

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

使用印

## 実績調書

①	落札者となった 案件名称	
②	実績に係る 案件名称	
③	契約金額	
④	発注者名	
⑤	契約日	
⑥	履行期限 又は 履行期間	
⑦	案件概要	
⑧	添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し（双方の押印がある表紙・記載内容を証するページ） <input type="checkbox"/> 仕様書の写し（業務内容がわかるページ）
⑨	備考	

※ 契約日から過去2年以内に履行が完了している、国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体（特別区、広域連合、一部事務組合等）を含み、外郭団体及び独立行政法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し（双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ）及び業務委託仕様書の写し（業務内容がわかるページ）を添付すること。

# 記入例

契約保証金免除申請用 様式  
(業務委託、測量・建設コンサルタント等)

本市への提出日を記入してください。

平成××年 ×月××日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

(ゴム印の押印可。)

氏名又は代表者氏名

使用印

必ず「使用印」を押印してください。

## 実績調書

①	落札者となった 案件名称	① 落札者となった案件名称を記載してください。 平成××年度 ○○○○事務所 ○○設備保守点検業務委託
②	実績に係る 案件名称	② 契約保証金の免除対象となる実績の案件名称を記載してください。 平成××年度 △△市立センター ○○設備保守点検業務委託
③	契約金額	金 X, XXX, XXX 円 ③ 契約金額(税込)の50%以上であることが必要です。
④	発注者名	□□県△△市 ④ 契約保証金の免除対象となる実績の発注者名を記載してください。 ※国又は地方公共団体の発注した契約実績に限ります。
⑤	契約日	平成××年5月20日 ⑤⑥ 添付する契約書の写しと一致する日付を記載してください。
⑥	履行期限 又は 履行期間	平成××年6月1日～平成××年10月31日
⑦	案件概要	□□県△△市立センターの○○設備保守点検を実施。 (今回落札した案件の保守点検項目を満たしているもの。) ⑦ 種類又は規模をほぼ同じくする契約であるかを確認できるように、実績の案件概要を記載してください。
⑧	添付書類	⑧ 添付書類が漏れていないか、チェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書の写し (双方の押印がある表紙・記載内容を証するページ) <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書の写し (業務内容がわかるページ)
⑨	備考	

※ 契約日から過去2年以内に履行が完了している、国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体及び独立行政法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)及び業務委託仕様書の写し(業務内容がわかるページ)を添付すること。

## 業務委託における契約保証について

大 阪 市

契約保証の受領が必要となる場合は、業務委託契約書（変更契約の時は、業務委託変更契約書）の提出とともに、次のいずれかの書類を提出していただくこととなります。

※測量・建設コンサルタント等については、「工事請負における契約保証について」を準用するものとする。

### 1 契約保証金の領収証書

- (1) 契約保証金の領収証書は、別表の契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (2) 業務委託料の増額変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従い、必要に応じて、別表の契約保証金に相当する金額の金銭を納付した旨の領収書の写しを提出すること。
- (3) 業務委託料の減額変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約保証金額が、変更後の業務委託料の10分の1（指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合にあっては100分の5）の金額以上に保たれる範囲で、減額を希望する場合は、契約担当課に申し出ること。
- (4) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、大阪市契約規則第40条の規定により本市に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- (5) 受注者は、本市の履行確認後、本市に契約保証金の還付を申し出る際は、契約担当課へ所定の請求書を提出すること。

### 2 有価証券の領収書

- (1) 有価証券の領収証書は、別表の契約保証金の金額に相当する金額の市債・政府公債などを払い込んで、交付を受けること。
- (2) 業務委託料の増額変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従い、必要に応じて、別表の契約保証金に相当する金額の額面の有価証券を納付した旨の領収書の写しを提出すること。
- (3) 業務委託料の減額変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約保証金額が、変更後の業務委託料の10分の1（指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合にあっては100分の5）の金額以上に保たれる範囲で、減額を希望する場合は、契約担当課に申し出ること。
- (4) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は、大阪市契約規則第40条の規定により本市に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- (5) 受注者は、本市の履行確認後、有価証券の払い出しを契約担当課に申し出ること。

### 3 履行保証保険契約に係る証券

- (1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約束する保険である。
- (2) 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。
- (3) 保険証券の宛名の欄には、業務委託契約書に記載されている発注者名を記載するように申し込むこと（例えば、大阪市〇〇局長 〇〇 〇〇）。
- (4) 証券上の契約の内容としての契約名称の欄には、業務委託契約書の名称が記載されるように申し込むこと。
- (5) 保険金額は、別表のとおり。
- (6) 保険期間は、履行期間（または履行期限）を含むものとする。
- (7) 履行期間（または履行期限）の変更または履行遅滞により保険期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従うこと。
- (8) 業務委託料の増額変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従い、必要に応じて、別表の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出すること。
- (9) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、大阪市契約規則第40条の規定により本市に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

(別表)

契 約 方 法	契 約 保 証 金 の 額 保 証 金 額 保 険 金 額
一 般 競 争 入 札 (事後審査型を含む。)	契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額。）の10分の1以上
指 名 競 争 入 札 随 意 契 約	契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額。）の100分の5以上

※契約金額について、変更契約の場合は変更後の契約金額。

契 約 保 証 金 免 除 に か か る F A Q  
(業務委託、測量・建設コンサルタント等)

**Q 1**

業務委託契約に係る契約保証金免除に関する審査は、どこで実施するのか。

⇒業務委託に係る契約締結権限は各所属長となるため、事業所管所属（各局・各区）において契約保証金の手続きを行います。

**Q 2**

「**種類**をほぼ同じくする」とは、どの程度を指すのか。

⇒案件毎に、落札者から実績調書（所定様式あり）及び資料の提出を受け、対象案件の業務委託仕様書で定める主要業務を含む契約履行実績であるかを個別審査します。

※同一または同種の種目であることは必ずしも問いません。

※過去（前年度発注案件）の本市同一案件に係る落札者である場合は、仕様書の写し等の資料提出を省略することも可能とします。

**Q 3**

「**規模**をほぼ同じくする」とはどの程度を指すのか。

⇒契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額。）が50%以上のものとします。

**Q 4**

地方公共団体の契約実績において、外郭団体等は該当しないのか。

⇒外郭団体及び独立行政法人は地方自治法適用外であるため、該当しません。

なお、地方自治法に基づき設立される特別地方公共団体（特別区（東京都23区）、広域連合、一部事務組合等）は該当します。

**Q 5**

契約保証金は現金のみか。履行保証保険とは何か。

⇒実績審査の結果、契約保証金の納付が必要な場合は現金納付が原則となりますが、ほかにも各種業務委託契約書の「保証事項」欄の方法にて落札者が選択することも可能です。

詳細は、「業務委託における契約保証について」をご覧ください。

**Q 6**

「**誠実に履行する**」とはどういうことか。

⇒契約は互いの信義に従って誠実に履行することとなっており、契約どおりに履行が完了していれば、誠実に履行されたものとします。

上記の考え方から、実績調書提出時における「履行完了証明書」の添付は不要とします。

Q 7

実績において、「過去2年の間」とはいつからいつまでを指すのか。

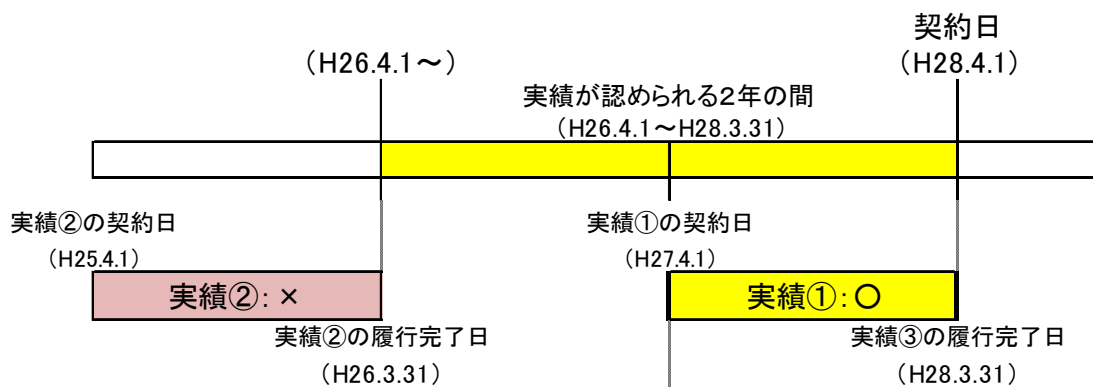
⇒対象案件の契約日を基準とし、契約日から過去2年以内に履行が完了しているものとします。

(例) 平成28年4月1日契約の場合

→平成26年4月1日～平成28年3月31日の間に履行が完了している実績が対象です。

実績①：契約日、履行完了日ともに上記対象期間内であり、審査対象となります。

実績②：契約日、履行完了日ともに上記対象期間外であり、審査対象となりません。



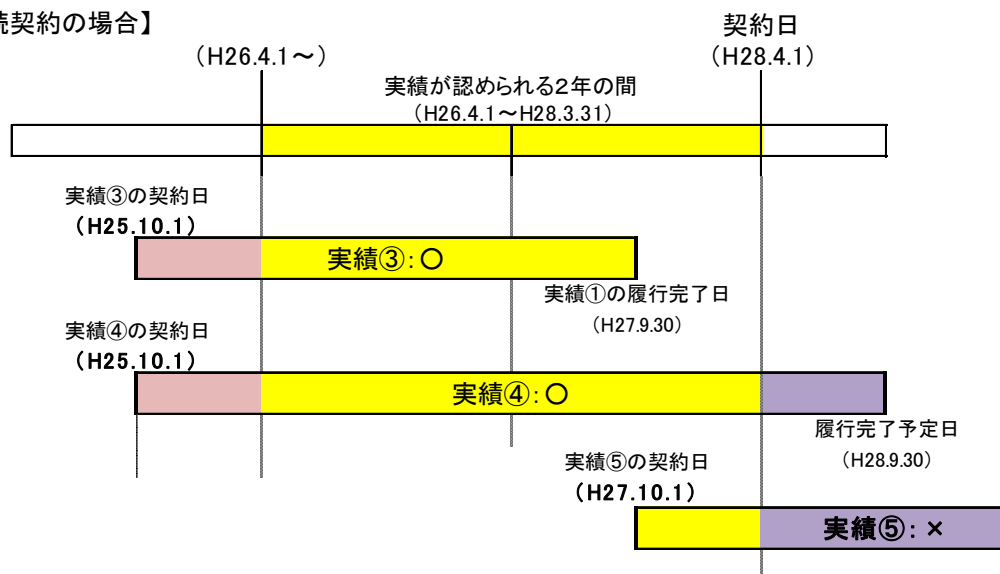
ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認めます。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とします。)

実績③：履行完了日 (H27.9.30) が、実績が認められる2年の間に入っているため、審査対象となります。

実績④：契約日 (H25.10.1) が過去2年の間に入っておらず、現在も履行中ですが、既履行期間が12か月以上認められるため、審査対象となります。

実績⑤：契約日 (H27.10.1) は過去2年の間ですが、現在履行中であり、既履行期間が12か月未満であるため、審査対象となりません。

【長期継続契約の場合】



**Q 8**

業務履行完了後、返還手続きはどうするのか。

⇒現金で納付された契約保証金は、履行完了（検査完了）後、本市へ請求書（本市指定様式）の提出を受けて、指定口座への振込にて返還します。

**Q 9**

単価契約・長期継続契約における契約保証金の考え方は。

⇒本市契約規則第 37 条第 3 項第 1 号で定めており、一般競争入札の場合は次のとおりです。

- ① 単価契約            契約金額に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上
- ② 長期継続契約      契約金額を1 年当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上